

# SHINKOの 賃貸マンション

# オーナーニュース

賃貸物件の管理・経営、売買などお悩みのオーナーさまは新興ビルサービスへお気軽にご相談ください!

住所: 大阪市北区浪花町1番19号 新興ビル TEL: 06-6371-7934 FAX: 06-6376-2817  
URL: <http://shinko-owner.com/> MAIL: pm@shinko-owner.com 発行月: 2019年10月号



賃貸経営上、増税分の出費は全体から見れば持ち出し

消費税率10月1日に10%に引き上げ、新たな増税時代の始まり

二度にわたつて延期された消費税率が、10月1日に10%に引き上げられます。ポイント還元などの対策が打ち出されていますが、増税に伴い今後の景気の行方にどのような影響を及ぼすか注目されています。賃貸経営と消費税の関わりについて、まとめてみました

消費税率は平成9年4月に3%から5%に引き上げられ、

影響が及ぶことから、増税後の成り行きに気をもみます。

A photograph showing the backs of five men in dark, well-tailored suits. They are walking in a line, moving away from the viewer towards a building with large windows and greenery. The man on the far left is carrying a light-colored briefcase. The scene is set outdoors during the day.

金との関わりが強い賃貸経営ですか  
、税制の動向には目が離せません。  
雑な消費税の税務処理など、お困  
のことがあればご相談ください。



賃貸経営における消費税の課税、非課税の扱いは明確ですが、「2%」の増税が今後の経営にどのような影響を及ぼすか注目されます

賃貸住宅経営に関する消費税の取り扱い	
非課税	
・家賃(住宅の貸付)	・駐車料金(家賃に含まれている場合)
・共益費・管理費(家賃に付隨)	・中途解約の違約金(損害賠償金)
・共用部分の管理料 (清掃、メンテナンス費用)	・土地貸付けの地代、権利金、更新料
・札金・敷金、保証金等(居住用)	・修繕積立金(共用部分の修繕)
・更新料、更新手数料(居住用)	・衛星放送共同アンテナ使用料 ・損害保険料

  

課税	
・貸店舗・貸事務所・倉庫の賃料(非住居)	
・駐車料金(入居者の選択により賃借する場合)	
・リフォーム等の費用	・原状回復費用
・不動産仲介手数料	・ハウスキーピング料
・ルーム・メンテナンス料	

益費、礼金・敷金のほか損害保険料、借入金利息は非課税で、住まいと別契約の駐車場賃料、修繕費、不動産管理会社への管理委託料などには課税されます。同じ家賃でも貸事務所、貸店舗、工場、倉庫などは事業用として課税対象。例えば、土地を購入して、賃貸住宅を建てる場合、土地価格は非課税ですが、建設費、土地・建物の登記関連費用は課税対象です。

なお、社宅は居住用の扱いの場合、非課税ですが、事務所と

また、消費税は他の事業と同じで、年間の課税売上高が一千万円を超える事業者に対しても納税義務を課していますが、一千万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます。ただ、課税売上が一千万円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引き上げに備え、様々な商品と交換できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

増税分の出費は経営全体から見れば持ち出しとなります。

平成31年4月～令和2年3月までに請負契約・着工し、令和元年10月1日以降に引渡しをしたリフォームが対象となっています。特例として、平成30年12月21日～平成31年3月に請負契約を締結、着工が令和元年10月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課税の内容は、国税庁の「集合住宅の家賃共益費、管理料等の課税・非課税の判定等を参照してください。

ニュースフラッシュ

9年間にマンション・アパート  
1棟の価格指数が約36%増

国土交通省が公表した平成31年第1四半期分（1～3月期）の「不動産価格指数」によると、全国のマンション・アパート（一棟）は、平成22年の平均を100として、135.6となっています。

時間の経過とともに不動産の市場価格がどのように変化したかを見るのがこの価格指数ですから、平成 22 年をベースにマンション・アパート 1 棟の価格指数が 10 年足らずで、約 4 割近い上昇となつたことを示しています。

9年間の歩みを見ると、平成22年～25年はほぼ横ばいですが、26年に入って上向き、27年～30年には130台を常時維持し、平成24年～30年の6年間は1期を除き全期間、対前年比増となっています。ちなみに、過去10年で最も高いのは29年の第3四半期（10～12月）の136.3で、賃貸住宅の新築戸数が伸びていた頃と軌を同じにしているのが分かります。ただ、今年1～3月期はこの時期の最高と比べ0.5%しか下がらっていません。賃貸住宅の資産としての強みを証明しているようです。



消費税率引上げ後の景気の影響  
が不安視されています

築貸住宅市場を取り巻く「経済指標」

賃貸マーケット情報

賃貸住宅市場を取り巻く主だつ

## 月調査の「TDB景気動向調

消費税率引上げや海外情勢等に対する懸念  
今後の国内景気は不透明感が一層強まる

**11カ月連続の減少**

時間に余裕を持つて希望物件を探す

賃貸経営の一つの手法に、「オーナーチェンジ物件」を入手して運用する方法が考えられます。ある意味“攻めの賃貸経営”といえそうです。では、ポイントはどこにあるのでしょうか。



「オーナーチェンジ」物件は、  
多い半面、注意点もあります  
メリットが

オーナーチェンジ物件とは、ご承知のように、入居者が入っている状態で物件の所有者（オーナー）が移転（チエンジ）する物件を指します。一棟、新物件を購入した新オーナーは、前の所有者が結んだ賃貸借契約とともに、賃料を支払っている入居者を引き継ぐ形で賃貸経営を行います。当初から家賃収入が見込める入居者を引き継いでの賃貸経営ですから、手堅い経営となります。

ここで考えるのが、入居者募集で苦労する昨今、入居者付きの好物件が果たして市場に出て回っているのだろうかという点、飲食店の場合、空調設備や備品が残ったままの居抜き（いぬ

き）物件を目にすることはあります  
が、賃貸住宅の入居者が入つたままの物件、しかも立地、  
交通機関、建物強度等が、一定水準を維持している物件が出て  
回っているのかと思われがちです。しかし市場ではオーナー、  
エンジ物件が数は少ないものの取引きされています。

不動産に出物なし、という格言があるのですが、実際には好条件の人気の物件は市場でも歓迎多く取引きされています。ただし、人気が高いだけに足が速いのは否めないところです。

**普段取引きのある不動産会社に  
入居者が入つた好物件がなぜ探ししてもらうのが手堅い**

それでは、入居者の入った好  
物件を購入するにはどうすれば  
いいかですが、一番手堅いのが  
普段取引きのある不動産会社に  
希望を伝えておき、探してもら  
うことです。急に出てくること  
もありますが、半年ほどかける  
くらい余裕を見た方がいいと思  
われます。市場に出回ると一般  
的な取引きになるものが、個別  
に依頼しておけば無理なく紹介  
してもらえるのではないでしょ  
うか。

あと、オーナーチェンジ物件  
は旧契約の内容を確認すること  
も必要です。冒頭申し上げた通  
り、新築とはまた違った攻めの  
経営スタイルとして、検討する  
価値があると考えられます。

需要が増大しており、賃貸物件の給不足から賃料は大幅な上昇傾向がある。

東京都品川区の住宅地（品川）：マンション賃料は当地区の住宅需要のさを反映し、やや上昇傾向にある。

大阪市天王寺区の住宅地（天王）：収益物件としての単身者・ファリー向け賃貸マンションに対する資家等の取得需要は引き続き強い況が続いており、取引き利回りはさらに低下して地価動向は上昇傾向。



「オーナーチェンジ」と  
言つても要は、購入後  
の運用です。それだ  
けに仲介会社の役  
割は小さくあり  
ません

売り市場に出回るか、ですが、理由は事情があつて換金を急いだり、オーナー様の健康状態や家庭の事情。ほかにもやはり様々な経緯があつて、いい時に売却してまとまつた金額を確保しておきたい、といった話もよく聞きます。

この10月1日から10%に引き上げられます。10%の税率は切りがいいために、税額の計算がしやすいこともあって商品の購買意欲に抑制がかかり、景気が落ち込まないか懸念されています。

左邊一題



情報ハッカ 全国の地図動画・地図APIコレクション

主要都市の地価は全体として緩やかな上昇基調が継続。地元の不動産鑑定士がコメントしているのが特色。

全国の地価動向とともに不動産の市場動向を調査した「地価LOOKレポート」が、国土交通省から3ヵ月に一度、公表されています。今年の4月1日～7月1日分によりますと、主要都市の地価は全体として緩やかな上昇基調が継続し、上昇地区数は引き続き97地区となっています。

このレポートは全国の地価の動きを教えてくれると同時に、地元の不動産鑑定士が不動産市場の主だった動きをコメントしているのが特色です。コメントは足による調査でまと

を知る参考になります

を知る参考になります。

ただ、取り上げられている地区が高度利用地といって、人気、賑わいともに高度な開発が進んでいる所だけに、一般的な土地とはちょっと違います。それを差し引いても、地区における最新の不動産の傾向が汲み取れます。掲載されている数例を次の通り取り上げてみました。

- ★札幌市中央区の商業地（駅前通）：当地区では地下歩行空間に面する地区が中心で、大手企業からのオフィス需要に加え、IT企業、コールセンター、人材派遣業等の新規事業所開設等のまとまったオフィス床の需要が旺盛である。
- ★東京都江東区の住宅地（有明）：東京五輪開催を控えてマンションの賃



貸需要が増大しており、賃貸物件の供給不足から賃料は大幅な上昇傾向にある。

- ★ 東京都品川区の住宅地（品川）：マンション賃料は当地区の住宅需要の強さを反映し、やや上昇傾向にある。
- ★ 大阪市天王寺区の住宅地（天王寺）：収益物件としての単身者・ファミリー向け賃貸マンションに対する投資家等の取得需要は引き続き強い状況が続いており、取引き利回りはさらに低下して地価動向は上昇傾向。

消費税率が10%に引き上げられます  
2%の増税がズシリ応える感じです

応えてくる嫌な感じがします。色々工夫をして、局面を開いていきたいと考えている次第です。1面に賃貸経営と消費税に関する話をまとめてみましたが、ので、ご参考にしてください。

秋のシーズン真っ只中を迎え、お客様の来店も相次いでいます。皆様それぞれ好みも予算も間取りも様々ですが、できるだけご希望に沿うようにご案内しています。入居条件の確認に連絡を差し上げることがあります。よろしくお願いします。